

第4期仙台市介護保険審議会 地域包括支援センター運営委員会（第5回会議）議事録

日時：平成22年12月21日(火) 18:30～19:30

場所：仙台市役所本庁舎2階 第5委員会室

<出席者>

【委員】

石川忠夫委員・上田千恵子委員・大内修道委員・関東澄子委員・日下俊一委員・駒形守俊委員・庄子清典委員・高城和雄委員

以上8名，五十音順（山崎豊子委員 欠席）

【仙台市職員】

南方次長兼保険高齢部長・鈴木介護予防推進室長・伊藤介護保険課長・今田青葉区保健福祉センター参事兼障害高齢課長・伊藤宮城野区障害高齢課長・紺野太白区障害高齢課長・山崎泉区障害高齢課長・武者高齢企画課主幹兼在宅支援係長・小椋介護予防推進室主査・庄司介護保険課管理係長・土屋介護保険課介護保険係長・高橋介護保険課指導係長

<議事要旨>

1 開会

会議公開の確認 異議なし

議事録署名委員については庄子委員に依頼 庄子委員了承

2 議事

(1)平成22年度地域包括支援センターの事業評価，指導結果について

鈴木介護予防推進室長説明（資料1，参考資料）

<質問事項>

委員：44カ所のセンターの運営法人の種類によって違いがあるかを伺いたい。また，介護予防関連業務で地域との連携がうまくいっていないセンターが1箇所あったとのことだが，その原因は地域性と関係があるのかを伺いたい。

事務局：1点目に関しては，運営法人の法人格による違いがあるとは感じていない。2点目に関しては，介護予防関連業務の中で「 」があるセンターは郊外に位置している事情もあり，地域性に由来する原因があるということもできる。

委員：資料に「センターも5年目を迎えてノウハウの蓄積や活動の充実が図られている」旨の記載があるが，平成21年度に新設された3センターは他のセンターと比べて，業績や評価という点で大きな差があるのかを伺いたい。

事務局：今年度の評価では，3つのセンターは上位に位置してはならず，平均よりも下位

に位置する状況である。

委員：防災に関して、「ほぼすべてのセンターでセンターとして援護すべきと判断される方のリストを作成できている」と記載があるが、町内会等との連携はどうなっているのか。センターだけで防災時の対応は難しいと感じており、センターが作成したリストについてどこまで理解されているかを伺いたい。

事務局：全庁的に災害時にどうするか取組を進めているが、個人情報の課題がある。差し当たって取組として、センターでは、日頃係わり合いのある方で援護の必要性がある方をリスト化して、その範囲の中でセンターとしての対応をお願いしている。

委員：センターが設置された頃、私の居住する地域では要援護者リストの共有ができず、何のための防災対策か全然分からないという議論になっていた。ある町内会では要援護者リストを共有できる体制をとっていて、この取組は意味があると感じる。個人情報保護は重要だが、命よりも尊いものはないと考える。センターは現在、リストをどのように活用していて、今後どのように活用する予定なのか。

事務局：100歳以上高齢者の問題もあり、昨今は個人情報保護が過度に行き過ぎている印象がある。その当時の厚労省の大臣は、センターに個人情報を提供することに前向きであった。ただ、その後、大臣が代わってトーンダウンした印象がある。いずれにしろ、この件について、全庁的な検討が必要と考えている。

委員長：昨年度、すべてのセンターが求められる水準をクリアしていたが、今回は、1箇所が「業務の一部に工夫・改善を要する」という評価になった。これまで、このような結果となったことはあるのか。

事務局：平成18年度の制度当初はそのような評価結果があったが、ここ数年はなかった。

委員長：業務の一部に工夫・改善という結果には、どのような原因があると考えているのか。

事務局：センターの業務は包括的支援業務と指定介護予防支援事業で構成されているが、後者のうち、モニタリングの実施がうまくいっていないことを指摘したことがあった。センターはその改善策として、1人の職員を介護予防支援に専従する体制をとった。その影響が大きかったと考える。

委員長：センターからの意見聴取の資料にも、包括的委託業務と指定介護予防支援業務の2枚看板が負担となっており、その体制を改善してほしいという意見もある。人員体制はその意見とも関係があると考えている。

事務局：そのような意見は、業務改善が必要であるセンターだけではなく、多くのセンターから寄せられている。指定介護予防支援業務が負担で、マンパワーも割かれ、委託業務に取り組めないという状態なので、切り離してほしいという要望がある。個別のセンターからも地域包括支援センター連絡協議会からも、そのような要望を頂戴している。

委員長：人員体制の問題は、改善が難しいと思われる。

事務局：センターとは、1人を介護予防支援に専従させなければならないのかどうかの話し合いを行いたい。業務量と人員の適正な配分について確認も行いたい。

委員長：業務改善が必要な法人に対しては、まず、今回の評価結果について通知を行い、そのうちのいくつかを問題点として指摘し、確認するのか。

事務局：他のセンターには郵送をするが、業務改善が必要なセンターについては、直接、総括票を持参したい。

伊藤介護保険課長説明（資料２）

< 質問事項 >

委員：資料の「４ 指導所見」に「運営の継続性の確保に課題が見られた」と記載があるが、どのようなことが詳しく伺いたい。

事務局：複数の事業所をもつ法人には人事異動があり、異動によって昨年度良くなるどころともあれば、悪化するところもある。人事異動によって運営体制に波があってはいけないと考えており、業務の質の担保のためにも継続的な運営は必要である。

委員長：資料には「概ね問題はなかった」とあるが、これから改善計画を出させるという記載もある。どのような点について指摘したのかを伺いたい。

事務局：多数の事例を見た中でいくつかの事例は、運営基準上求められている居宅訪問が定期的にできていない状況や、算定状況に誤りが見受けられており、そのような点を指摘する。

(2)平成23年度受託法人選定の方針等について

鈴木介護予防推進室長説明（資料３）

< 質問事項 >

委員：回答はいつまでに求めるのか。

事務局：11月24日付けで各法人に次年度も受託するかどうかを照会し、全センターから来年度も引き続き受託する旨の回答をいただいた。

委員：業務改善報告書の提出期限はいつなのか。

事務局：今回の委員会の議論を踏まえて、各センターに通知を行う。業務改善が必要な法人に対しては年内に結果を持参し、1月中旬までに改善計画を提出してもらう。

委員長：この法人は「一部、業務に工夫・改善が必要」と判断されたが、「運営困難」と判断されたわけではないので、継続して委託をして大きな問題は生じないと思われる。

事務局：そのように考える。しかし、このような状態が続くようならば、仙台市としても委託を考えてなくてはならないと考える。

3 地域放包括支援センターの担当圏域について

鈴木介護予防推進室長説明（資料４）

< 質問事項 >

委員：圏域の境界付近に住んでいる方は来所するのに不便であると思われる。むしろ、他の圏域のセンターの方が自宅から近く、利便性が高い場合もあるのではないのか。そのような点に関して、今後、対策として考えていることはあるのか。

事務局：圏域は厳密に決めているが、「自分の圏域のセンターより他のセンターの方が近い」というクレームを頂戴したことはある。しかし、あくまでもセンターには受託圏域の実態把握を業務委託しており、職員にも、基本的には利用者の居宅に向いて相談対応をするようお願いしている。

委員長：日常生活圏域は生活圏を基準にして割っていくという前提だが、仙台市では中学校区を基準として機械的に割り当てているため、そこから問題が発生することもある。ただし、地域的に調整することも行っていて、上手くやっていければと思う。

事務局：圏域は市町村の事情に合わせて決定するという国の方針を受けて、仙台市は市民に一番近いという理由で中学校区を基準にした。他の指定都市は行政区に2～3箇所設置している場合が多い。国の介護保険部会でも、センターを中学校区に置くという議論をしている。このような話を踏まえると、仙台市は先取りをしていた印象があり、きめ細かく対応するために中学校区を基本とすることにした。

事務局：そもそも、国は、センターの日常圏域の設定の際には、大都市ではなく、山のこちら側と向こう側に中学校区が1つずつというような小規模な市町村の例を念頭に置いて考えていた。仙台のように地下鉄1本で市の北側から南側に行けるような都市を念頭に置いていたわけではなかった。また、平成の大合併で多くの市町村が合併したが、大体中学校区レベルである元の町が日常圏域と設定されたことが背景にある。人口3,000～6,000人に1つの配置という基準は、昔の在宅介護支援センターの配置基準に基づいている。仙台市でも、平成18年にセンターを設置する際に圏域をどうするかという議論にもなったが、まずは、大体、中学校区に1箇所ある在宅介護支援センターを基本として、それに上乘せする形で増やしていこうと考えた。日常生活圏域は中学校区と同一であると必ずしもいえないのはそのとおりであり、始まりはそうせざるを得なかった。利用者は圏域外だが近いセンターに行きたいと思っているという意見ももっともである。センターを設置する際に、中学校区内ならどこに設置しても良いという扱いにしてきた経過がある。

センターも5年目を迎え、地域に地域包括支援センターありということで広まってきた感がある。センターの職員体制も経営も大分落ち着いてきており、これからのいろいろと考えていく時期だと思われる。ただし、その計画も高齢者保健福祉計画との兼ね合いもあるので、3年スパンでいろいろ考えていくべきだと思っている。前回の計画策定時はセンターも設置して3年経ったということで3箇所増やしたが、次回の24年度計画の見直しのためには、この委員会でも様々な議論をする必要があるのではと考えている。来年度、事業計画の策定が本格化するので、これまでの経緯と現状の課題を踏まえて、今後どうあるべきかは、委員会にご意見を頂きたいと思っている。

委員：圏域の考え方、設定の仕方について説明いただき、よく分かった。すぐ目の前にセンターがあるのに利用できない状況は、住民本来のことを考えると、もう少し工夫があっても良いと思われる。相互乗り入れを行えば全体として厳密に区分けしなくても、不公平感がなくなる感じもする。今後の課題だと思われる。

なお、参考までに、各センターで受け付けている相談件数を、把握できている限りで教えていただきたい。高齢者人口と相談件数は関係があるのかを伺いたい。

事務局：高齢者人口が多いから相談件数も多いとは限らない。要支援者数も高齢者人口が多いから多いというわけではなく、郊外よりも都心部が多い傾向があり、比例しているわけではない。正確な件数の数字は手元にないが、集計したものをのちほどお渡しすることはできる。

事務局：今日は事務局の手元にないので、のちほど送付するということでよろしいか。

委員：了承した。

委員：資料1を見て感じたのだが、事業評価の総括は分かったが、それぞれの業務についてイメージできない。センター職員がどのような仕事をどの程度やっているかについて、大まかな説明があると、そこから疑問・質問が湧いてくる。全てが総括されているので質問がしづらいつとを感じる。ところで、44箇所のセンターのうち、保健師を配置しているセンターの割合を教えてください。

事務局：約半数は保健師で、約半数は看護師等である。

委員：ある自治体のセンターは1箇所であるため、保健師は移動が多いものの、きちんと訪問し、その地域を丁寧にケアしている。

事務局：小規模な市町村は直営で、地域包括支援センターも保健福祉センターと2枚看板で運営している状態である。

委員：昔は保健師が地区担当として動いていて、良かったという意見もある。今のセンターは、住民から見て働きが見えづらい。介護予防は忙しいと聞くが、自主グループができればよい。

地域との連携とのところに関してだが、家族の会で認知症の電話相談を行っているが、センターから相談を紹介された事例は、今年は1件もなかった。インフォーマル機関と連携することはとても重要と思われる。家族の会では、仙台市と連携して、認知症介護家族の相談会を行っている。センター職員が認知症の相談を受け付ける際には、そのような相談会があると利用者に教えてくれればよいのだが、紹介された事例がないため、連携ができていないと感じる。

委員：現場でセンター職員の業務を見ていて、支援困難な方へのかかわりが多いと感じる。そうすると、2～3人の職員がフル回転でその支援に従事することになる。

委員：今すぐに連携しなくてはならないと機関と連携し、時間が割かれるということか。優先度が高い相談対応をしているということが多いということか。

委員：センターは受けた相談は様々な機関につないで対応している。

委員：命に関わりそうな方がいた時は、家族の了解を得て、こちらからセンターに連絡している。センターからも、必要性の高いケースは紹介していただくという連携が上手くできると良いのではないかと思う。

委員長：事前の資料だけだとイメージが湧かず、なかなか具体的なイメージが浮かばないと思われる。自由闊達な意見交換を行うためにも資料を詳細にしてほしい。

委員：資料1の、4頁に「現地調査で利用者基本情報と支援経過記録を2～3件見た」という記載があるが、この2つの書類にはどのような内容が書かれるのか分からない。参考までに、個人が特定されない範囲での資料提供をお願いしたい。

委員：以前は、センターごとに総括票を資料として出していたが、今年はそのような資料はないのか。

事務局：一昨年と昨年は、今年と同じように提出していないが、最初の2年程度はすべてのセンターの総括票を提出していた。

委員長：資料が具体的に作られていると委員にも理解しやすいのではないか。総括されていると分かりづらいこともあるので、配慮していただきたい。

事務局：資料をまとめ、分かりやすくして、後日送付したい。それをご覧いただき、来年度、圏域分割の議論の際に参考にしていただきたい。

(異議なし)

4．その他

次回について、来年度の開催となることを事務局より説明。具体的日時等については、委員長と協議し、後日文書でご連絡する。

(異議なし)

5．閉会